

○三田市自転車等の駐車秩序に関する条例施行規則

平成元年4月1日
規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、三田市自転車等の駐車秩序に関する条例(平成元年三田市条例第19号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(放置禁止区域の表示)

第2条 市長は、条例第8条第1項の規定により自転車等放置禁止区域(以下「放置禁止区域」という。)を指定したときは、当該区域内の公衆の見やすい場所に、放置禁止区域である旨を表示する標識板等を設置するものとする。

(自転車等の放置に関する特例)

第3条 条例第10条に規定する規則で定める場合は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 公共性、公益性の高い業務に従事中であり、かつ、やむを得ない場合
- (2) 社会慣習上その他これに類する特別の事情によりやむを得ない場合

(移動及び保管の告示)

第4条 条例第13条第1項の規則で定める事項は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 移動した理由
- (2) 移動した区域
- (3) 移動した日時
- (4) 保管場所
- (5) 保管期間
- (6) 返還期間及び返還を受けるための手続
- (7) 引取りのない場合の措置(処分)
- (8) 連絡先

(返還の請求)

第5条 移動された自転車等を引き取ろうとする者は、自己の住所及び氏名並びに自転車等のかぎその他の当該利用者等であることを証明するものを、市長に提示しなければならない。

付 則

この規則は、平成元年7月1日から施行する。ただし、第2条の規定は公布の日から施行する。

付 則(平成11年規則第3号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

付 則(平成12年規則第6号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。